

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案） （令和8年度～令和10年度）

御意見・御提言をお寄せください。

「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（案）に対する御意見・御提言をお待ちしています。

【意見の提出方法】（次の①～③のいずれかの方法）

①郵 送：〒330-9301（住所は省略できます）

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課 LGBTQ担当あて

②FAX：048-830-4755

③メール：a2250-08@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名を「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」としてください）

*必ず住所・氏名を明記ください。

御意見の受付期間：令和7年11月16日（日）まで（必着）

提出していただいた御意見を考慮して、計画を策定します。

計画案と御意見御提出の様式については埼玉県のホームページで御覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/lgbtq/seinotayouseiplan2comment.html>



埼玉県のマスコット

「コバトン」「さいたまっち」

彩の国  埼玉県

目次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
5 第1期計画の成果と課題	
第2章 計画の基本的な考え方	18
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	22
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	34

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

性的マイノリティ¹は周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティが暮らしやすい環境づくりや性の多様性²に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

本県では、令和4年（2020年）7月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例³」の基本理念を踏まえ、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度））（以下「第1期計画」という。）を策定し、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三本柱で取組を推進してきました。

この間、国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律⁴」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。

県では現行の第1期計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを更に進めるため、「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））を策定するものです。

1 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。県は、あらゆる場において、全ての人の多様な性が尊重されるよう取組を進める。

3 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

4 令和5年6月23日施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議⁵の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

4 性の多様性に関する本県の状況

- (1) 性的マイノリティが置かれた状況

県では、性的マイノリティについて、県民の性的指向⁶や性自認⁷、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度（2020年度）に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は3.3%（有効回収数：5,606件）でした。

- ① こころの状況等に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外との比較

最近1か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

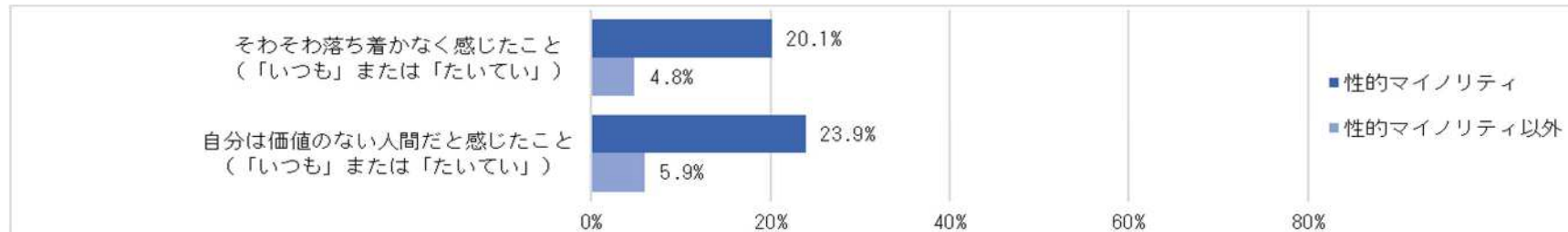
⁵ 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

⁶ 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

⁷ 自己の性別についての認識。

〈最近 1 か月間のこころの状況について〉

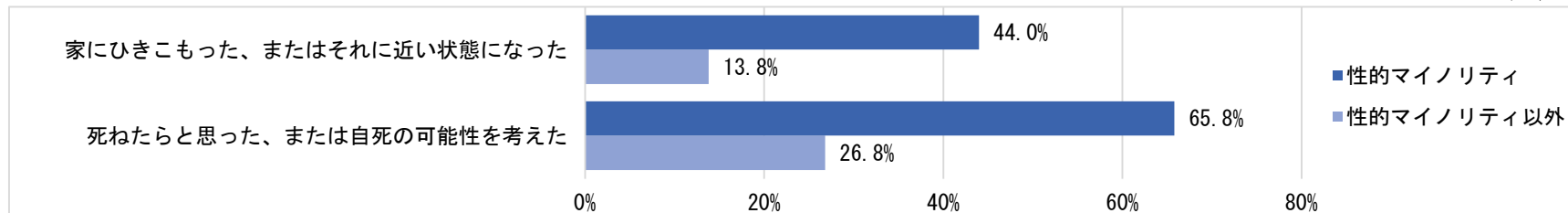
(n=5, 606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和 2 年度）

〈精神的に追い込まれた経験〉

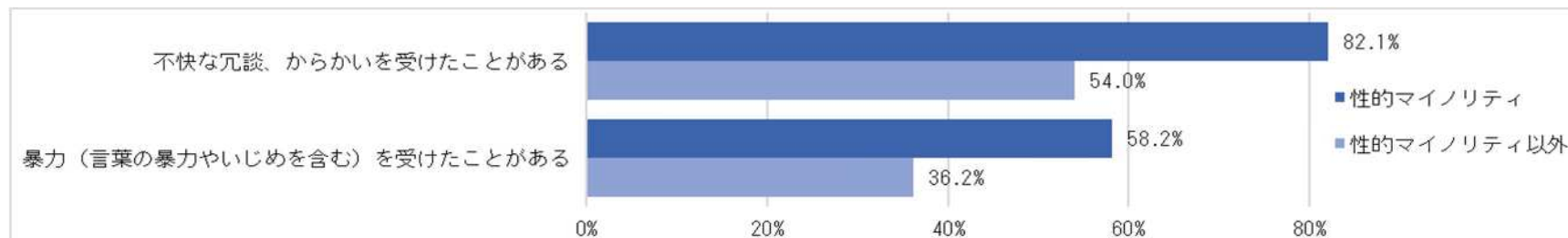
(n=5, 606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和 2 年度）

〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5, 606)



（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和 2 年度）

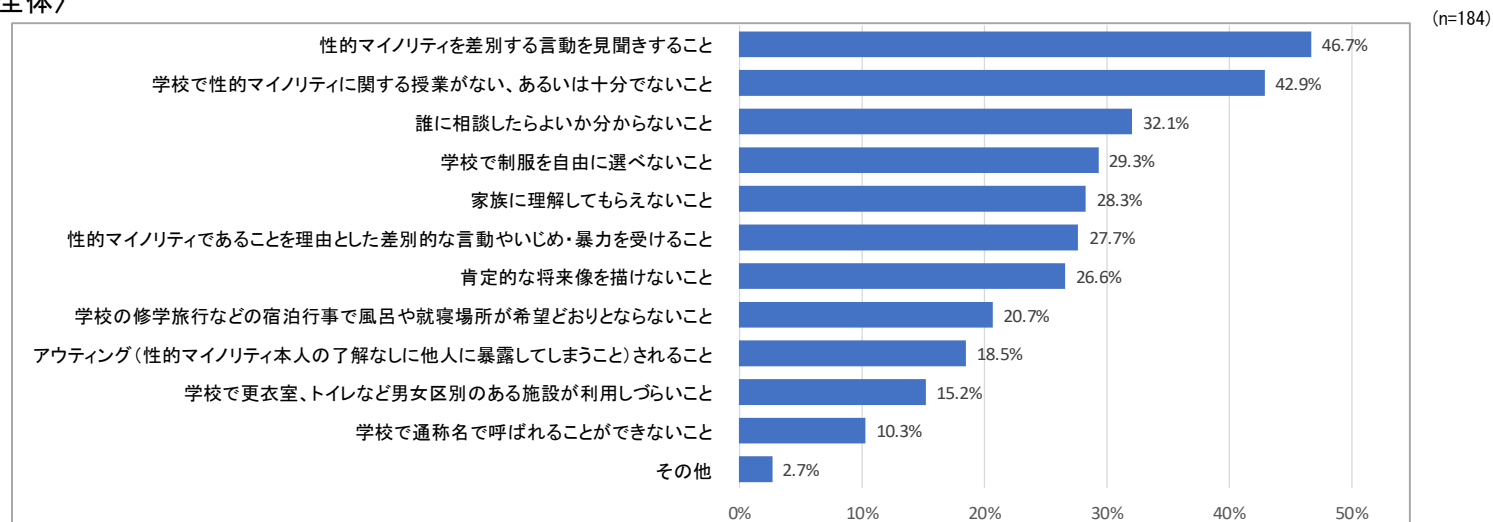
② 学生時代における性的マイノリティが置かれた状況

ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

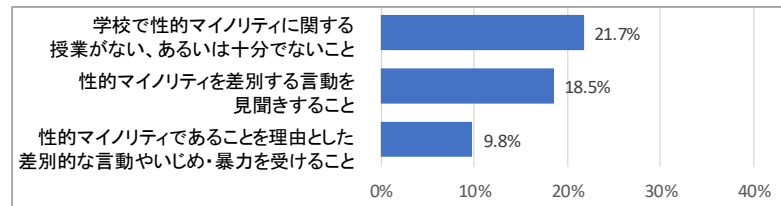
悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

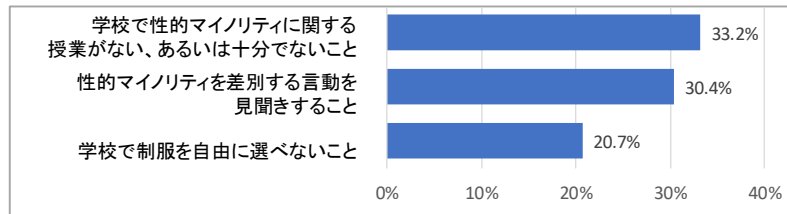


〈時期別上位 3 項目〉

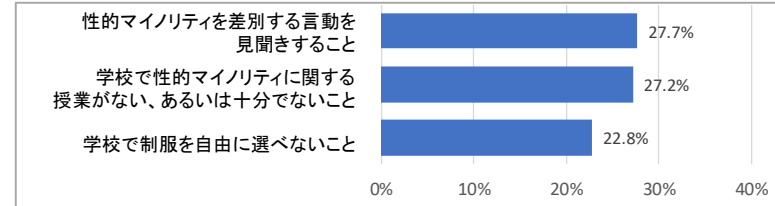
・小学校 4～6 年生の頃



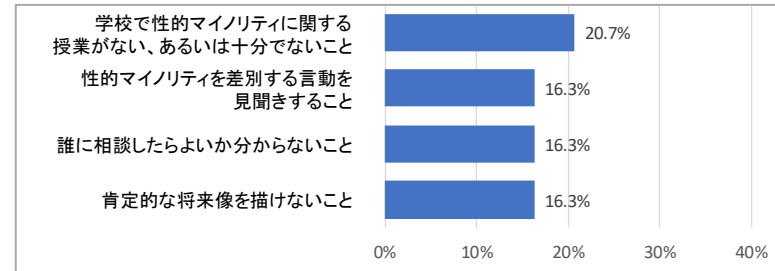
・高等学校の頃



・中学校の頃



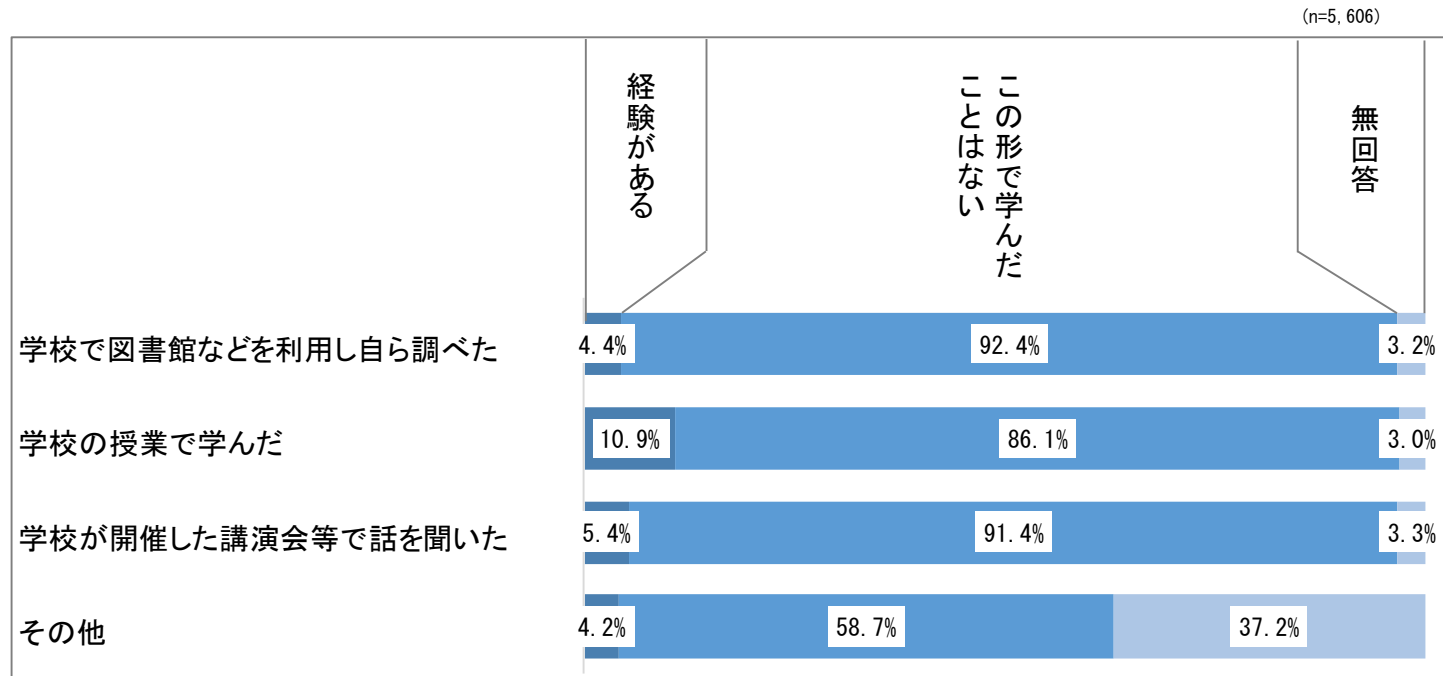
・高等学校以降の学校(大学等)の頃



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」
(令和 2 年度)

イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

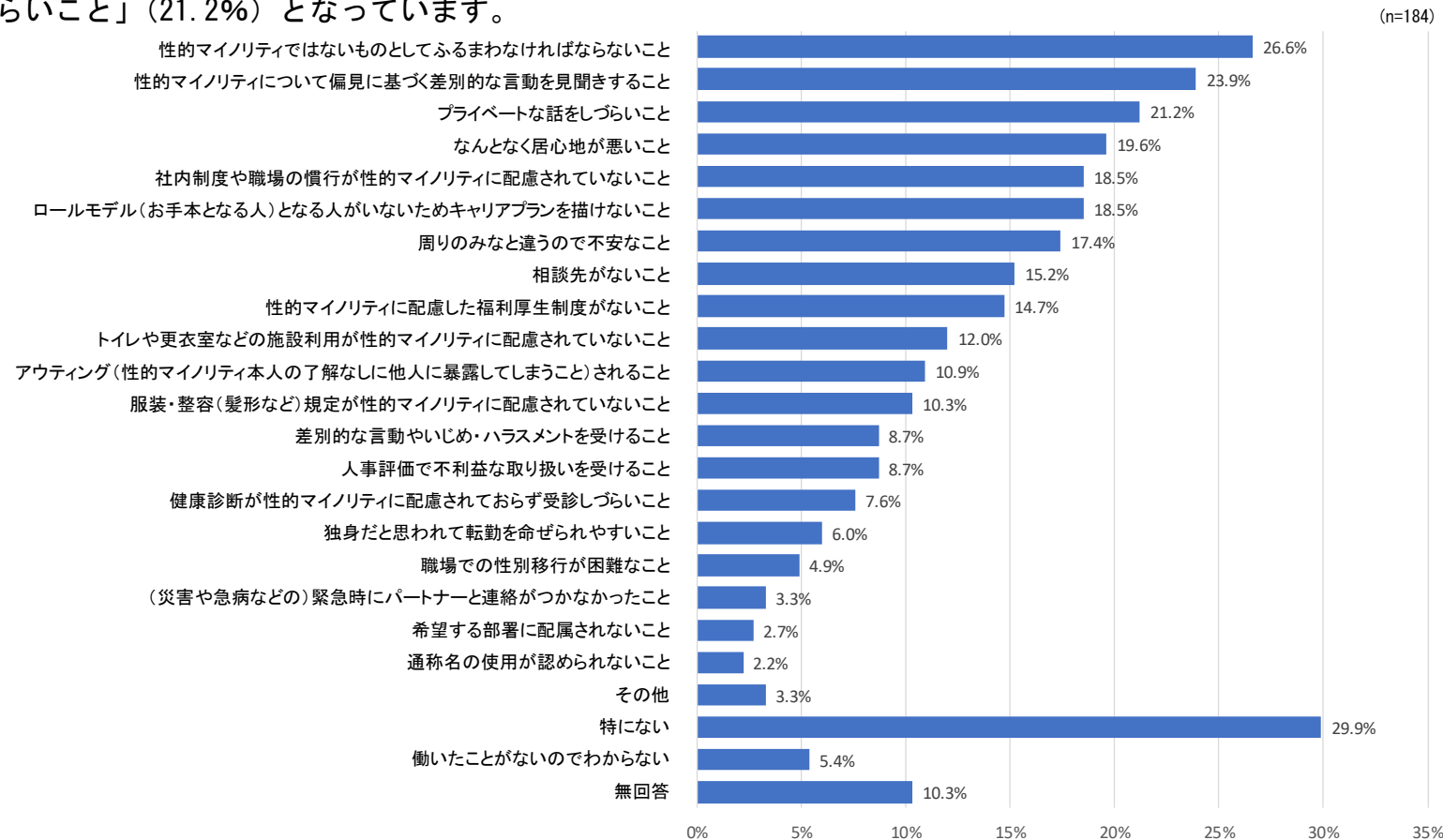
	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

③ 職場における性的マイノリティが置かれた状況

～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～

悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづらいこと」(21.2%)となっています。

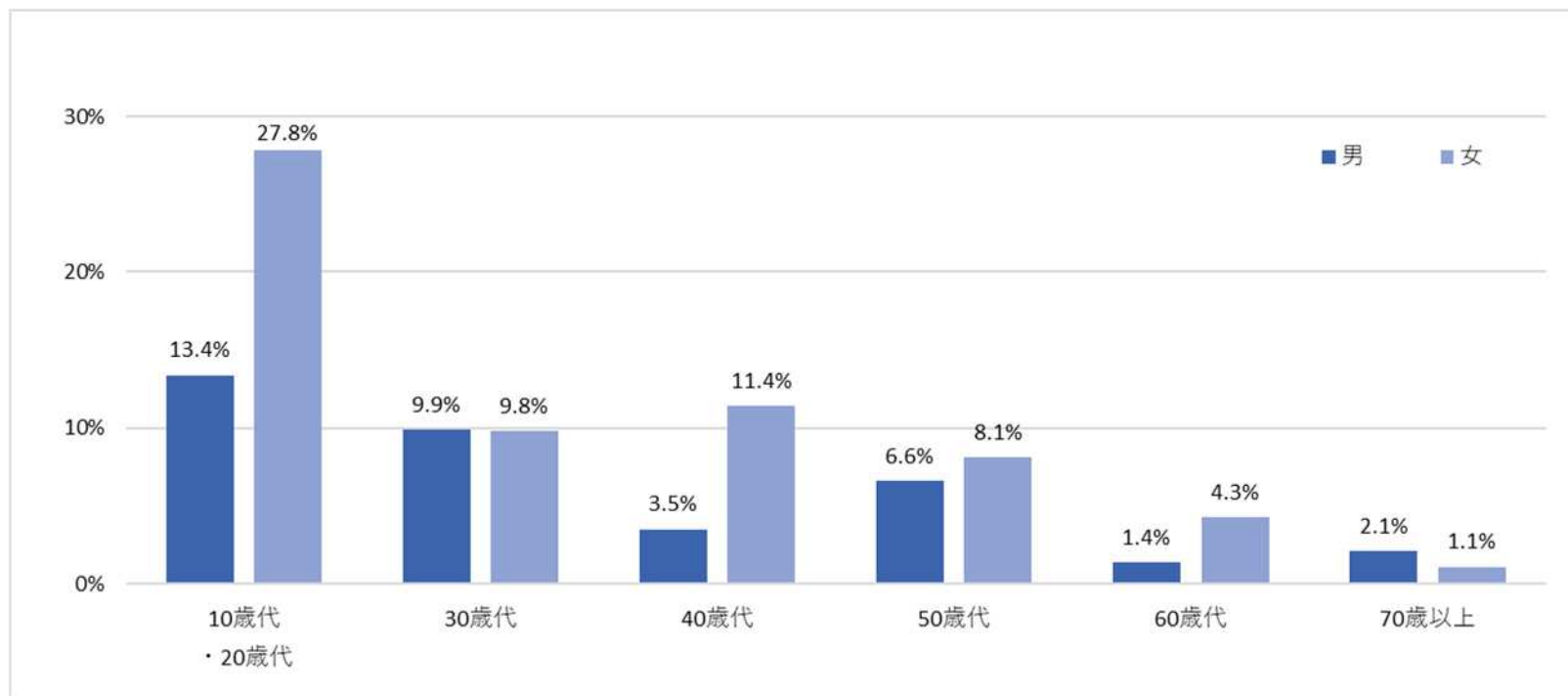


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度(2021年度)に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「性的マイノリティへの理解促進」と回答した方の割合は、10歳代(18・19歳)・20歳代(27.8%)の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

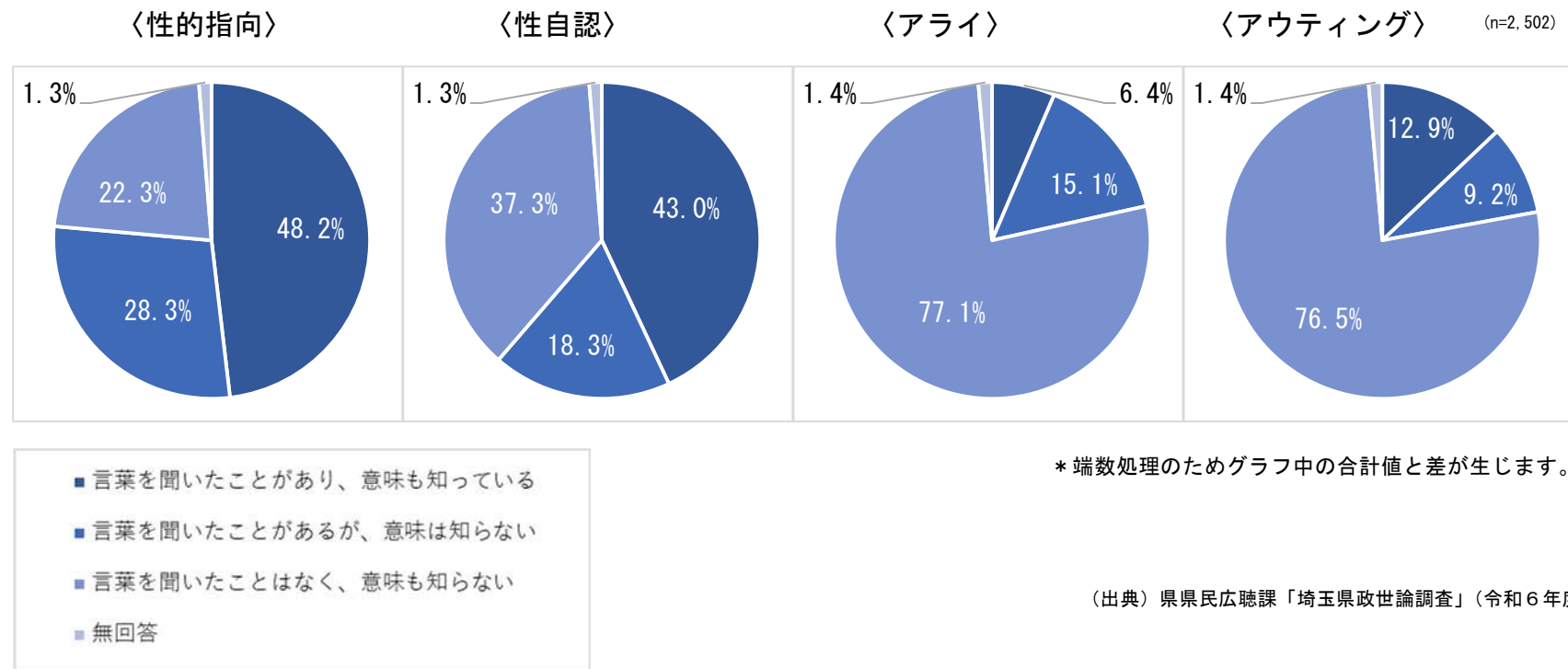
(n=2,767)



(出典) 県県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

（３）性の多様性に関する言葉の認知度

令和６年度（２０２４年度）に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがある」がそれぞれ 76.5%、61.4%である一方、「アライ^８」「アウティング^９」はそれぞれ 21.6%、22.1%となっています。



８ 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

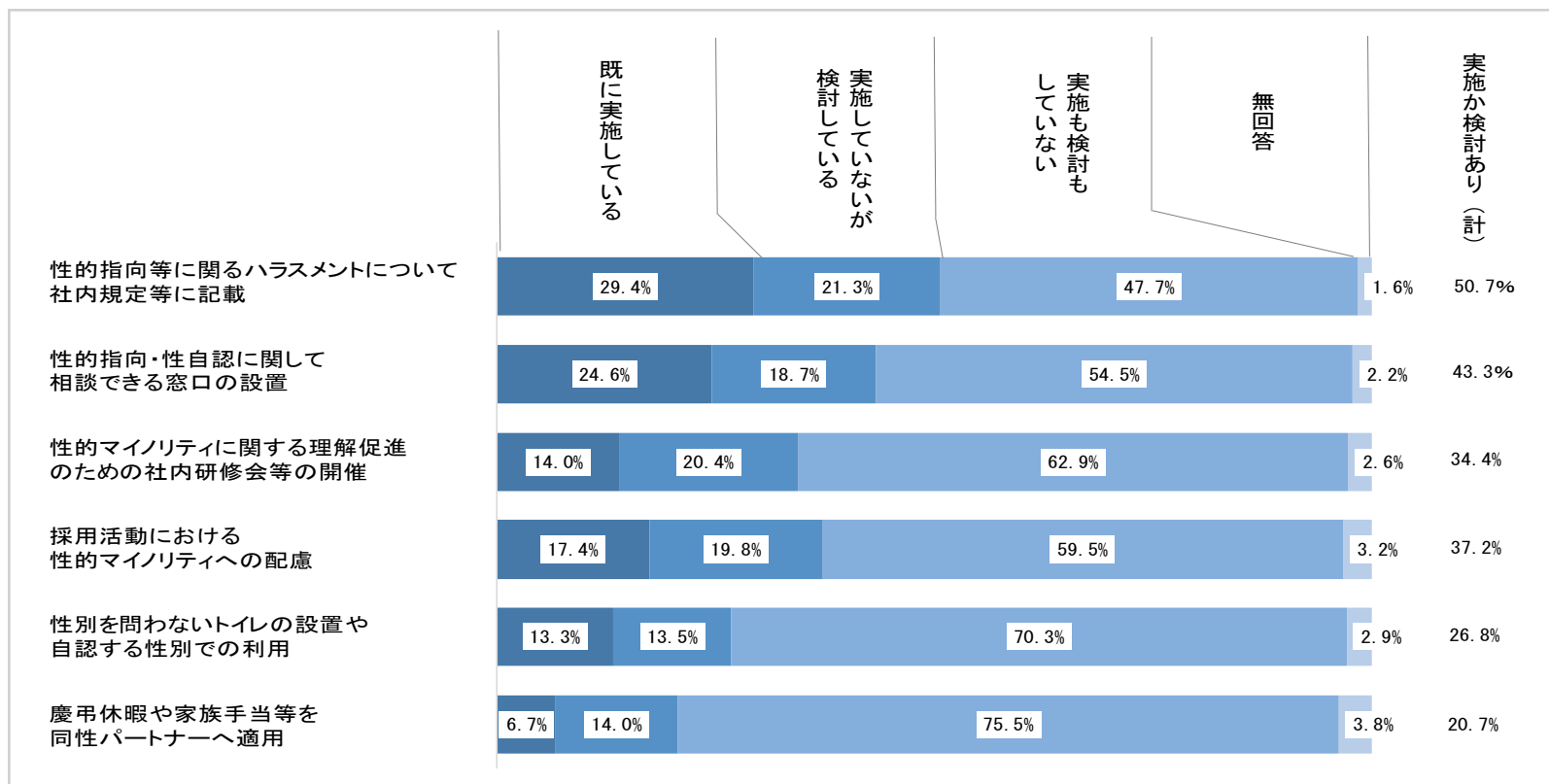
９ 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4) 企業における取組の状況

① 性的マイノリティのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度（2020年度）に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

(n=1,112)

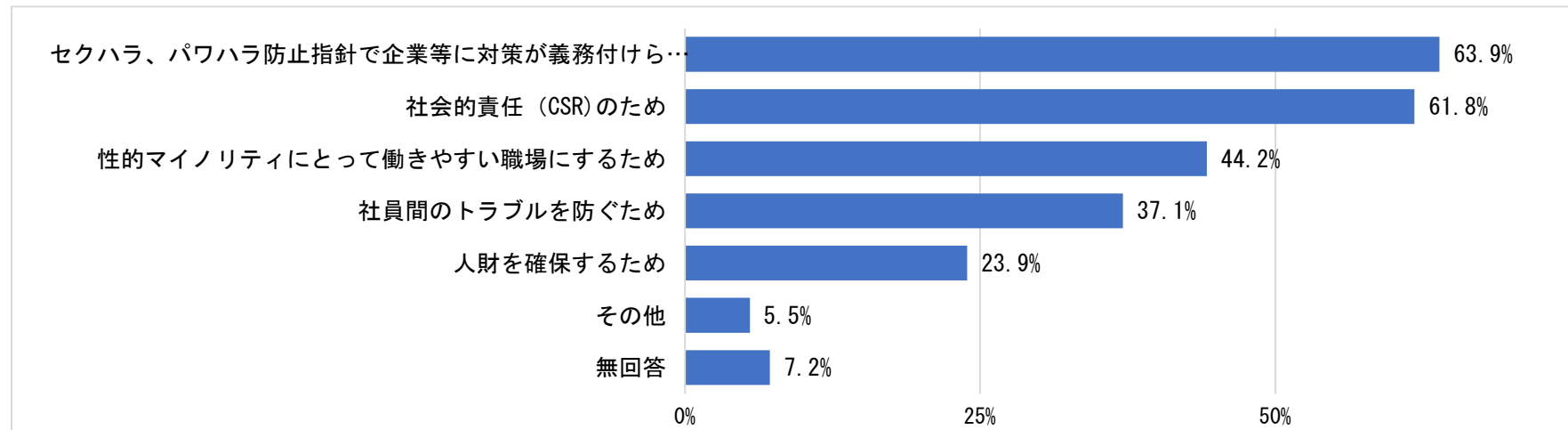


(出典) 県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

② 性の多様性に関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704 事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

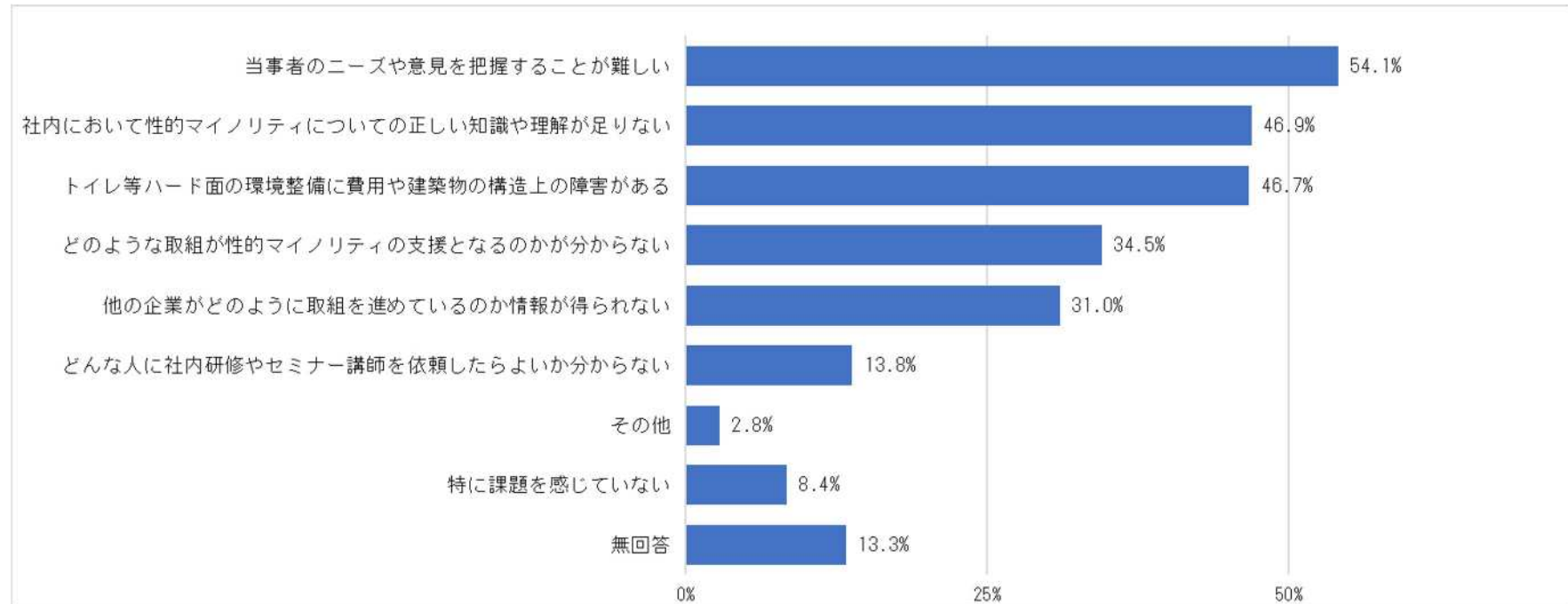


（出典）県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

③ 性の多様性に関する取組を進める上での課題

性の多様性に関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。

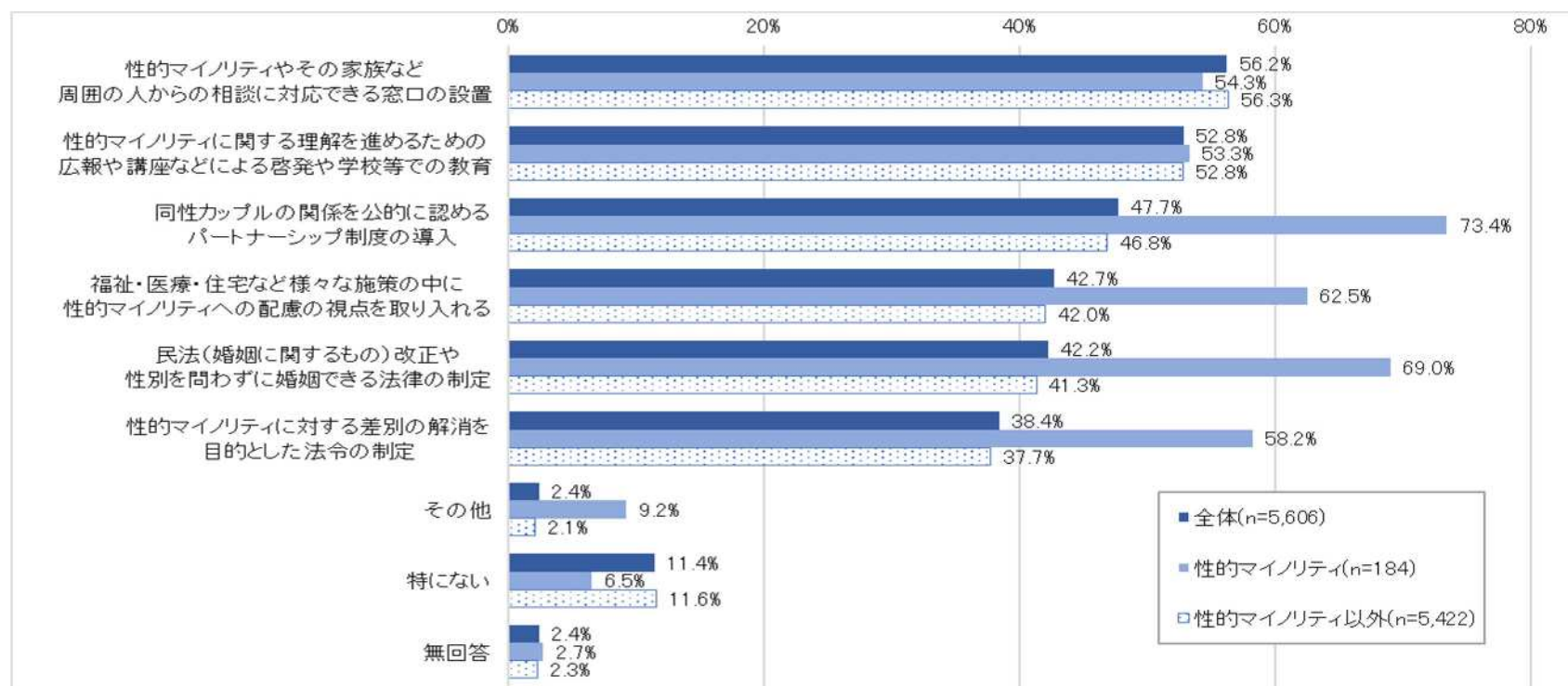
(n=1,112)



(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度（2020年度）に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」（56.2%）、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」（52.8%）の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」（73.4%）が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

5 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、「性の多様性を尊重した社会づくり ～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～」を計画の目標に掲げ、それを踏まえた3つの基本方針及び指標を定め、様々な事業に取り組んできました。

3つの指標のうち、令和6年度末時点で「にじいろ県民講座参加者数」「埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数」は目標値を達成し、「性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合」は目標値達成に向けて取組を進めています。

ここでは、各基本方針における主な実績、指標の達成状況及び課題と第2期計画の方向性を示します。

(1) 基本方針及び主な実績

N0	基本方針	主な実績
1	性の多様性に関する理解の増進	①にじいろ県民講座の実施 指標：18,000人 実績：令和6年度末 32,185人 ②にじいろ企業研修の実施【基礎編】令和5年度:377件 令和6年度:866件 【実践編】令和5年度:17件 令和6年度:13件 ③埼玉 ALLY 大学ネットワークの設置 令和6年10月 県内12大学
2	相談しやすい体制の充実	①にじいろ県民相談の実施 令和5年度:340件 令和6年度:484件
3	暮らしやすい環境づくり	①埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施 指標：令和7年度末 220件 実績：令和6年度末 223件 ②埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議の設置 令和6年1月 ③権利や身分に関する県の制度や手続の見直し 令和6年10月時点 総計:457 対応済み：349 見直す・見直す方向で検討:29 方向性も含めて検討:2 県独自では見直せない:77 ④埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーの開催 令和6年11月21日開催 186人参加

(2) 指標達成状況

NO	推進指標	部局	目標値	実績値
1	にじいろ県民講座参加者数	県民生活部	18,000 人 (令和 5～7 年度累計)	32,185 人 (令和 5～6 年度累計)
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	100% (令和 7 年度末)	90.6% (令和 6 年度末)
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	220 社 (令和 7 年度末累計)	223 社 (令和 6 年度末累計)

(3) 課題と第 2 期計画の方向性

令和 6 年度に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」という言葉の認知度は 6 割を超えている一方、「アライ」「アウティング」については、2 割程度となっていることなどから、性の多様性に関する県民の理解は進んできているものの、十分とは言えません。より県民の理解を進めていくためには、これまでの取組を継続し、拡充していく必要があります。

また、にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につないでいく必要があります。

以上を踏まえ、全ての人が自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、第 2 期計画では第 1 期計画の基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充します。特に、当事者が困りごとを解決できる支援体制を構築します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

(2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3) 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する 理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の 推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
		③家庭、地域社会における学習機会の提供
II 相談しやすい体制の 充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦関係機関・団体と連携した支援体制の構築
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 ¹⁰ 」の普及
		④県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	県民生活部	調査中	検討中	インターネット調査において、「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した人の割合。計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を達成するため、この指標を選定。	検討中
2	アライの認知度	県民生活部	21.6% (令和6年度)	42.0% (令和10年度)	アライとは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。 県政世論調査において、「アライという言葉聞いたことがある」と回答した人の割合。第1期計画でにじいろ県民講座の参加者数が指標を大きく上回ったため、第2期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。	現状の認知度 21.6%（令和6年度）に現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定。
3	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	90.6% (令和6年度)	100% (令和10年度)	教育局実施の調査において、教科指導（授業）で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。第1期計画に引き続き、授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。 ※教科指導（授業）、外部講師による講演、図書館でのコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫など	どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校において授業をはじめとする取組が継続されることを目指し、第1期計画の目標値を維持する。
4	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	223社 (令和6年度末累計)	600社 (令和10年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。第1期計画に引き続き、埼玉県における性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込み、更に増加数を毎年度向上させることを目指し、目標値を設定。

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言えます。性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、性的マイノリティは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で性的マイノリティについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹¹」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

（県民生活部）

イ 県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

（県民生活部）

ウ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、こどもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

（県民生活部、福祉部）

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修¹²」を実施します。

（県民生活部）

¹¹ 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。

正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

¹² 県が企業を対象に実施する、性の多様性に関する研修のこと。

③ 県職員に対する研修等の実施

当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー¹³」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

（県民生活部）

イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク¹⁴」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査¹⁵」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

（県民生活部）

¹³ アライの県職員を増やすために実施する、当事者との対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。

¹⁴ 令和6年10月31日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

¹⁵ 大学等における取組を進めるに当たり現在の取組状況を把握するための調査。

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがち

な状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）¹⁶」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

（県民生活部）

¹⁶ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やSNSで相談できる専門相談窓口のこと。

ウ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

(県民生活部、福祉部、教育局)

エ DV¹⁷ や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

オ 国の自殺総合対策大綱¹⁸ では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

¹⁷ ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁸ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談¹⁹」を実施します。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

¹⁹ 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする企業からの相談に対応、アドバイスを行い、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、性的マイノリティが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、事業者に対して、性的マイノリティの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し

ア 「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「法律上同性のパートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者働き掛けを行っていきます。

(全庁)

イ 法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないよう、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】

(県民生活部)

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進

ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員²⁰により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】

(全庁)

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ 性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

20 全庁的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各所属において「性の多様性の尊重推進員」として設置している。

ウ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。(再掲)【新規】

(県民生活部)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア 医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

ウ 金融機関に対し、周知の場を設けるなど部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働きかけます。【新規】

(県民生活部、産業労働部)

⑥ 市町村への支援

「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議²¹」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

(県民生活部)

⑦ 関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア 自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

(県民生活部)

イ 経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。

【新規】

(県民生活部、産業労働部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

21 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課（室）長等をもって構成している。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）

④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア 当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図

